

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業
委託仕様書

1 目的

春日井市は、平成19年度に市民活動支援センターを設立し、これまで市直営で運営しているが、人事異動等により継続的な支援やノウハウの継承が困難なこと、市内に中間支援組織が存在しない、育たないことが課題として挙げられます。

また、県内の市民活動支援の状況では、半数程度が公設民営であることも踏まえ、本市も令和9年度から民間事業者による運営に移行することとし、準備を進めています。

民間運営は、豊富な知識、経験を持ち、ノウハウの継承がしやすいといった利点がある一方、他自治体での経験がそのまま本市に適合するとは限らないことから、本事業は、市民活動を行う個人や団体を支援する立場を理解して、本市の地域課題の解決に向けて多様な主体をつなぎ、活動を支援することができ、令和9年度から運営を担う民間事業者と協働して本市の持続可能な市民活動支援の担い手となる人材を育成することを目的としています。

その目的を達成するため、高度な専門知識や豊富な経験を有する民間事業者に、本市の市民活動支援を担う人材の発掘及び効率的かつ効果的な育成を委託するものです。

2 委託名

かすがい次世代まちづくりリーダー育成（市民活動支援編）事業委託

3 期 間

令和8年6月2日（予定）から令和9年3月31日まで

4 場 所

いきがい創生部市民活動支援センター（春日井市春見町3番地）他

5 委託内容

(1) 人材募集及び選考

かすがい次世代まちづくりリーダー育成(市民活動支援編)事業(以下「本事業」という。)の受講者の募集及び選考にあたっては、市民活動の支援に関心や意欲があり、今後、本市の市民活動について、民間事業者と協働して支援する活動等をしたと考えている意識の高い者を優先的に選考すること。なお、選考にあたっては、受講者の意欲や適性を的確に把握できる手法とすること。

(2) 受講者の対象

大学生及び現役世代(概ね20歳代から50歳代)とし、本市で市民活動の支援に関わる意欲のある者を優先して、(1)の募集・選考により10名程度の人材を確保して研修を実施すること。

(3) 人材育成プログラムの企画・実施

市民活動支援の役割、考え方及び実務に関する講座・研修を企画し、複数回(現場での研修を含め概ね10回以上とし、各講座・研修の実施時間は各回90分～120分程度、必要に応じて研修回数及び時間数を増減することができるものとする。)にわたり実施すること。

講座の実施にあたっては、市民活動を「実践する立場」と「支援する立場」の違いを踏まえ、受講者が支援者としての視点を獲得できるよう、視点の転換を意識した構成とすること。

受講者の経験や理解度には差があることを前提とし、基礎知識を持たない受講者に対して、市民活動の視点を理解したうえで受講できるような配慮をすること。

また、既に一定の基礎知識を有する受講者にとっても学びが停滞しないよう工夫されたプログラム設計とすること。

(4) 講座研修の実施体制

講座及び現場研修の実施にあたって、外部講師を活用する場合においても、受託者は事業全体の育成方針及び受講者の状況を把握したうえで講座運営に関与し、プログラム全体として一貫性のある人材育成を行うこと。

(5) 開催方法

本事業の実施にあたっては、幅広い世代の受講機会を確保する観点から、開催時間について一定の柔軟性を持たせる工夫をすること。

仕事や家庭の事情により平日夜間等の受講が難しい者であっても学習機会を確保できるよう配慮すること。

(6) 個別相談・フォローアップ

受講者が抱える市民活動支援に関する悩みや課題に対応するため、講座外においても、必要に応じて個別相談やフォローアップを行うこと。

受講者からの相談については、多岐にわたることが想定されることから、受講者の状況に応じて柔軟に対応できる体制を整えること。

また、相談内容や対応状況を整理し、受講者の成長把握及びプログラム全体の改善に活用すること。

(7) 学習機会の確保

現地会場での受講が困難な受講者に配慮し、対面受講者と同様に学習状況を把握するための工夫をすること。

(8) 受講者負担

研修に係る受講費用は、本事業に係る契約金額に含むものとし、受講者本人の費用負担は原則無料とすること。

(9) その他

ア 研修中の受講者に対して、事故等に対応できる適切な傷害保険及び賠償責任保険に加入すること。

イ 本事業の実施にあたっては、本市と定期的に打ち合わせを行い、進捗状況を報告すること。また、問題等が発生した場合は、速やかに本市に報告し、協議の上、対応すること。

6 想定スケジュール

本事業の想定スケジュールは、次のとおりとする。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
周知・集客 (受講者の確保)	→									
座学研修		受講者決定後から2月末までの間に9回程度								
現場研修		受講者決定後から2月末までの間に3回程度								
フォローアップ		→								

※ 詳細なスケジュールについては、企画提案書に記載すること。

7 実施体制

- (1) 本事業の受託者は、実施にあたり、本市との窓口となる責任者（以下「責任者」という。）を配置すること。また、責任者不在の場合であっても、連絡が円滑に行われるよう責任者を補佐する者1名を指名すること。
- (2) 本事業又は本事業に関連する事項について、本市から依頼又は問い合わせがあった場合、適切な助言を行うとともに、随時必要な対応を実施すること。
- (3) 本事業を履行するにあたり、あらかじめ実施項目、実施内容及びスケジュール、担当者名簿、役割分担表、連絡先等を記載した実施計画書を本契約締結後10日以内に提出し、本市の承諾を得ること。なお、承諾内容に変更が生じた場合は、変更事項について遅滞なく報告し、再度承諾を得ること。
- (4) 本事業完了後、成果物として、事業実績報告（受講者の募集・周知・確保の状況、研修開催の状況[各講義の実施内容、受講状況、習熟度測定の評価結果を含む]、個別指導及び伴走支援等の状況[受講者の成長やその変化の記録等を含む]）及び受講者の個人情報（氏名、連絡先、得意分野、関心領域等）を整理した名簿（本市への個人情報提供の同意書を添付）を作成し、提出すること。

8 委託料の支払

委託料は、本事業完了後、受託者からの適法な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 提出物

本事業の提出物は次のとおりとする。

(1) 契約締結後10日以内（印刷物1部及び電子データ）

ア 実施計画書

イ 個人情報等の取扱いの有無等を記載した名簿及び体制表

(2) 本事業完了時

ア 完了届

イ 成果物（印刷物1部及び電子データ）

10 本事業における留意事項

(1) 受託者は、仕様書及び諸関係法令を遵守するとともに、本市の指示に従い連絡を密にして本事業の進捗を図ること。

(2) 本事業に従事する者は、本事業の遂行に必要な知識と経験、スキルを有する者とする。

(3) 本事業において知り得た本市及び市民活動団体等に関する情報は、本事業の目的以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩することがないようにすること。

(4) 個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び春日井市個人情報等保護条例並びに春日井市情報セキュリティポリシーに準拠すること。

(5) 本事業における成果物の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。

(6) 本事業の成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、該当著作物の使用に関する費用の支払いを含む一切の手続きを受託者が行うこと。

(7) 本事業の全部を一括して第三者に再委託することは禁止する。また、本事業の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し承諾を得ること。

- (8) 本事業を遂行するに当たり必要となる経費は、契約金額にすべて含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本事業の実施にあたり疑義が生じた場合は、本市と受託者が協議の上、決定することとする。